

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第七十一号、令和四年埼玉県告示第三百三十九号、第七百九十五号及び千五十五号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

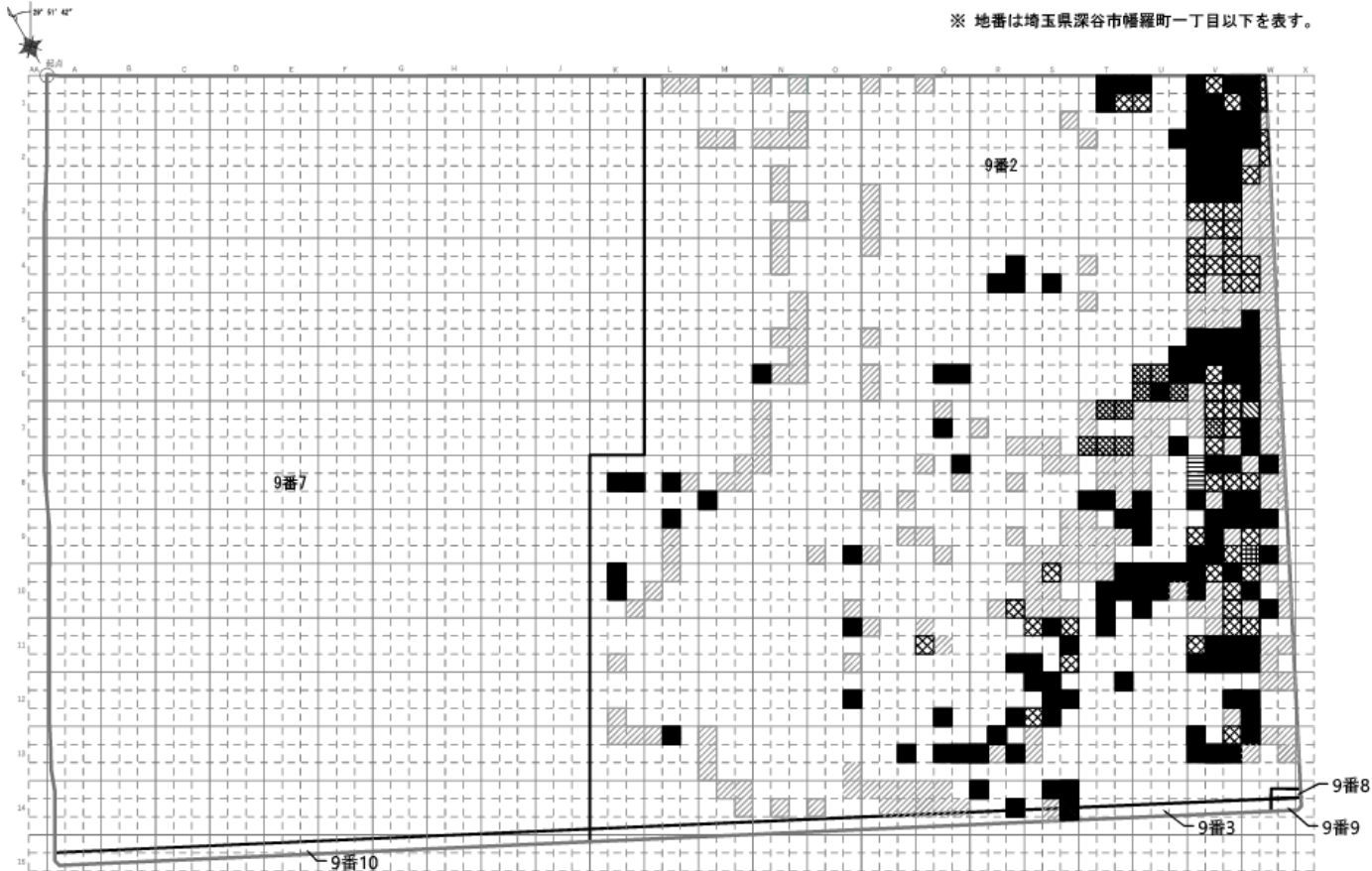
令和八年四月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
- 別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部及び九番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン、六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。



- 【凡例】**
- 敷地境界
 - 筆界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 既往の指定区域（形質変更時要届出区域）
 - 令和4年10月に形質変更時要届出区域に指定された区域
 - 令和6年1月に形質変更時要届出区域に指定された区域
 - 指定を解除する区域
 - 指定を解除する区域
※ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）の指定は継続
 - 指定を解除する区域
※ほう素及びその化合物（土壌溶出量）の指定は継続

【起点】埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
（平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置）

【格子の回転角度】29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。